

福岡県公報

令和元年10月25日
第 49 号

目次

告 示 (第369号-第372号)

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除	(環境保全課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
公 告	
○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課) …………… 3
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) …………… 3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 4
○建設業の営業の停止	(建築指導課) …………… 4
○建設業の営業の停止	(建築指導課) …………… 5
○建設業の営業の停止	(建築指導課) …………… 5
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 6
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 7
○落札者等の公示	(教育庁施設課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8

	(中小企業振興課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 11
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課) …………… 11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12
○基本測量の実施	(県土整備総務課) …………… 12
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 13
監 査 委 員	
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課) …………… 14

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見
募集の結果及び答申の要旨 (林業振興課) ……………19

告 示

福岡県告示第369号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町大字南原字浮殿下2085番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第6の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市佐田4681番1先から 朝倉市佐田4261番1先まで
----	------------	----------------------------------

福岡県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市黒川5767番1先から 朝倉市黒川4947番1先まで	7.4 ～ 41.5	933.0
			前	朝倉市黒川5767番1先から 朝倉市黒川4947番1先まで	4.9 ～ 19.4	935.0
			後	朝倉市黒川5710番9先から 朝倉市黒川4947番1先まで	7.4 ～ 39.2	969.0
			後	朝倉市黒川5710番9先から 朝倉市黒川4947番1先まで	4.0 ～ 19.4	984.0

福岡県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木吉井線	朝倉市黒川5710番9先から朝倉市黒川4947番1先まで

公 告

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を令和元年10月3日付けで変更したため、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	福岡市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課及び関係市役所において縦覧に供する。）

公告

解散した清算人大河内土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良

法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住 所
村田 隆吉	豊前市大字大河内860番地
奥 正巳	豊前市大字大河内214番地
弓取 陽市	豊前市大字大河内51番地
松中 讓	豊前市大字大河内884番地1
竹内 義弘	豊前市大字大河内1198番地
大坪 保彦	豊前市大字大河内1251番地1
大野 弘	豊前市大字大河内1936番地1
木村 多聞	豊前市大字大河内1653番地1
田中 茂	豊前市大字天和436番地1

公告

解散した清算法人合河西部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住 所
田仲 武	豊前市大字天和151番地
田中 数義	豊前市大字天和219番地1
山田 剛義	豊前市大字下河内474番地
吉田 孝	豊前市大字下河内260番地
海出 洋一	豊前市大字下河内1066番地1
枇杷田 耕作	豊前市大字下河内1515番地
丸岡 俊英	豊前市大字下河内1493番地1

永末 見二	豊前市大字下河内1605番地
藤末 孝義	豊前市大字下河内2561番地 2
初山 吉治	豊前市大字山内336番地 1

公告

山田堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
後藤 正明	朝倉市山田217番地 1
大内田 円三	朝倉市菱野934番地
田中 徹	朝倉市古毛1373番地
田邊 勇	朝倉市田中395番地 2
江藤 忠征	朝倉市多々連223番地
植田 貞宣	朝倉市長淵1029番地
井上 賢一	朝倉市入地1706番地 1
鶴川 清美	朝倉市大庭3518番地 1
徳永 哲也	朝倉市大庭4180番地 1
師岡 明生	朝倉市大庭3993番地 5
大熊 茂喜	朝倉市石成1008番地
井上 良夫	朝倉市中島田623番地 1
椿 安幸	朝倉市福光495番地
三好 龍三	朝倉市中155番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
田中 博康	朝倉市古毛2676番地

末益 俊次	朝倉市長淵769番地 1
徳永 博	朝倉市大庭4552番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
関屋 吉麿	朝倉市山田2116番地 1
妹川 一	朝倉市菱野1062番地
田中 守	朝倉市古毛2515番地
田邊 悦朗	朝倉市田中300番地 1
江藤 正人	朝倉市多々連492番地
森部 眞二	朝倉市長淵738番地 1
古賀 俊雄	朝倉市入地1849番地
田中 武俊	朝倉市大庭3142番地 1
調 宣宏	朝倉市大庭3696番地
小柳 與志人	朝倉市大庭4915番地
安岡 豊	朝倉市石成412番地 1
手島 満	朝倉市中島田785番地
椿 正美	朝倉市福光435番地18
林 公彦	朝倉市鶴木292番地

4 就任監事

氏 名	住 所
池田 敏雄	朝倉市古毛1730番地 1
坂田 誠治	朝倉市長淵680番地 1
師岡 義彦	朝倉市大庭3930番地 1

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

令和元年10月9日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
川本電機工事株式会社	福岡市南区塩原四丁目1番1号竹田ビル101	宮崎 宏文	平成27年5月13日 福岡県知事許可（般-27） 第54008号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和元年10月23日から令和元年10月29日までの7日間

4 処分の原因となった事実

川本電機工事株式会社は、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。また、同法第3条第1項本文に違反し、届出がない営業所で請負契約を締結した。このことは、建設業法第28条第1項第6号等に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

令和元年10月9日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
ハーヴェスト空調	福岡市南区中尾二丁目47番13号	斉藤 秀隆	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和元年10月23日から令和元年10月25日までの3日間

4 処分の原因となった事実

ハーヴェスト空調は、建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超える請負契約を締結した。このことは、建設業法第3条第1項に違反する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

令和元年10月9日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
日本プロダクト株式会社	福岡市南区大楠1-1-1	倉掛 和俊	平成28年5月11日・平成30年3月20日 福岡県知事許可（般-28） 第94810号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

令和元年10月23日から令和元年10月25日までの3日間

4 処分の原因となった事実

日本プロダクト株式会社は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成31年2月13日、福岡簡易裁判所において、罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画道路1・3・11-1号前原二丈線

福岡広域都市計画道路3・1・11-1号池田東線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和元年11月18日 午後7時00分から午後9時00分まで

※二丈都市計画道路の変更案に係る公聴会と同時開催

(2) 場所

糸島市役所新館5階1号会議室（糸島市前原西一丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
1・3・11-1号前原二丈線	起点 糸島市池田字中上町 終点 糸島市東字郷路ヶ浦 主な経過地 糸島市有田	約6,960メートル
3・1・11-1号池田東線	起点 糸島市池田字中上町 終点 糸島市東字郷路ヶ浦 主な経過地 糸島市有田	約6,960メートル

(2) 閲覧

令和元年10月28日から同年11月11日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和元年11月11日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

二丈都市計画道路1・4・18-1号前原二丈線

二丈都市計画道路3・4・18-1号武吉井線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和元年11月18日 午後7時00分から午後9時00分まで

※福岡広域都市計画道路の変更案に係る公聴会と同時開催

(2) 場所

糸島市役所新館5階1号会議室（糸島市前原西一丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 二丈都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
1・4・18-1号前原二丈線	起点 糸島市二丈武字丸ノ浦 終点 糸島市二丈深江字半尺 主な経過地 糸島市二丈武 他	約2,890メートル
3・4・18-1号武吉井線	起点 糸島市二丈武字丸ノ浦 終点 糸島市二丈吉井字広田 主な経過地 糸島市二丈武 他	約10,410メートル

(2) 閲覧

令和元年10月28日から同年11月11日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市建設都市部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和元年11月11日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べるができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

教職員用パソコン賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和元年9月18日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューコーリース

(2) 住所

福岡市中央区高砂二丁目10番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

184,147,920円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年8月9日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス柳川南店

(2) 所在地 柳川市三橋町江曲173番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス八女店

(2) 所在地 八女市大字本町字唐人町北裏297 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 八女稲富ショッピングセンター

(2) 所在地 八女市稲富183番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ザ・ビッグすわの店
 - (2) 所在地 久留米市諏訪野町1903番21 外
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ダイレックス田主丸店
 - (2) 所在地 久留米市田主丸町鷹取466番 外
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ダイレックス三潁店
 - (2) 所在地 久留米市三潁町玉満字佐賀利2372番1
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 田主丸ショッピングプラザ
 - (2) 所在地 久留米市田主丸町豊城字下ツプロ1895番地
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール筑紫野
(2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年10月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス宗像店
(2) 所在地 宗像市赤間三丁目250番1 外12筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後) 昭和リース株式会社

代表取締役 瀬戸 紳一郎

東京都文京区後楽一丁目4番14号

公告

飯塚市明星寺南土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
須藤 三男	飯塚市明星寺745番地
須藤 喜幸	飯塚市明星寺715番地
永嶋 徹	飯塚市明星寺335番地1
森 宏	飯塚市明星寺296番地
高須賀 貞信	飯塚市弁分612番地12
吉田 和義	飯塚市明星寺756番地
吉田 勉	飯塚市明星寺688番地1
吉田 清美	飯塚市明星寺716番地

2 退任監事

氏名	住 所
淵上 廣	飯塚市明星寺660番地
吉田 聖	飯塚市明星寺661番地1

3 就任理事

氏名	住 所
須藤 三男	飯塚市明星寺745番地

須藤 喜幸	飯塚市明星寺715番地
吉田 清美	飯塚市明星寺716番地
高須賀 貞信	飯塚市弁分612番地12
永嶋 徹	飯塚市明星寺335番地 1
吉田 和義	飯塚市明星寺756番地
吉田 勉	飯塚市明星寺688番地 1
吉田 秀文	飯塚市明星寺769番地

4 就任監事

氏 名	住 所
湖上 廣	飯塚市明星寺660番地
吉田 聖	飯塚市明星寺661番地 1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市総田字井手ヶ浦2269番 1、2269番 2、2269番15から2269番23まで、2277番 1及び2277番 4 から2277番19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市総田2425番地145

株式会社クボイ

代表取締役 久保井 英樹

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）及び法第15条の2の7の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例

（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

富士開発株式会社

(2) 所在地

鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75

(3) 代表者

代表取締役 猪木 直樹

2 行政処分の内容

(1) 次に示す産業廃棄物処理業の全部停止（ただし、停止期間の開始日の前日までに搬入した産業廃棄物の処理を行う場合を除く。）

ア 産業廃棄物収集運搬業

イ 産業廃棄物処分業

ウ 特別管理産業廃棄物収集運搬業

エ 特別管理産業廃棄物処分業

(2) 次に示す産業廃棄物処理施設の使用停止（ただし、停止期間の開始日の前日までに搬入した産業廃棄物の処分を行う場合を除く。）

ア 汚泥の脱水施設

イ 汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設

3 停止命令の期間

(1) 産業廃棄物処理業の全部停止期間

令和元年10月8日から令和2年1月5日まで

(2) 産業廃棄物処理施設の使用停止期間

令和元年10月8日から令和2年1月5日まで

4 処分の年月日

令和元年10月7日

5 処分の理由

令和元年6月10日、富士開発株式会社に対して、焼却施設で処理することを目的に事業場内に保管している産業廃棄物を適正に処理し、その保管数量を当該焼却施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えない状態まで減ずることについて、法第19条の3第2号の規定に基づき改善命令を発出した。（履行期限：令和元年8月9日）しかし、この履行期限までに履行が完了せず、改善命令違反となった。

このことは、法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に規定する事業の停止命令事由及び法第15条の2の7第3号に規定する施設の使用停止命令事由に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市多久字木町496番1、496番3及び497番1
福岡市中央区渡辺通三丁目1番10号
相光石油株式会社
代表取締役 寺田 光一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市前原東三丁目649番2、649番11、651番1、653番10、653番25、660番1及び660番2

神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目7番1号

SKレンタルサービス株式会社

代表取締役 遠藤 工

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女郡広川町大字広川字大平1043番1及び1044番、字久々尻1045番19から1045番22まで、1045番25、1045番26、1058番12及び1058番13、字大塚1086番2、1086番3及び1086番9並びにこれらの区域内の里道である国有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区箱崎ふ頭四丁目12-11
小野建株式会社福岡支店
福岡支店長 永島 栄一郎

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

北九州市、京都郡苅田町

令和元年11月1日から
令和2年3月31日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局九州技術事務所から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

航空レーザ測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県内の直轄国道	令和元年8月21日から 令和2年2月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内	令和元年10月11日から 令和2年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級及び4級基準点測量、用地測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上郡築上町内	令和元年9月10日から 令和元年11月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

都市計画図基図の更新

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市の一部	令和元年8月30日から 令和2年3月19日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市新港町1番326、1番333及び1番334、西港町一丁目10番2、14番1及び70番並びに西港町二丁目53番1、53番8及び75番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市小浜町一丁目2番地1
日本コークス工業株式会社九州事務所
所長 大淵 正夫

監査委員

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月25日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

1 保総第963号
令和元年10月11日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 行正晴 殿
同 岩崎勇 殿
同 長裕海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	総合庁舎構内交換電話設備改修工事において、決裁権者の承認を得ずに工期を変更していた。	<p>所属長から、決裁に関わる職員に対して、決裁の内容と異なる事務処理を行うことがないよう厳重注意し、さらに、工期は契約の重要な事項であり、その変更が契約に重大な影響を及ぼすことを認識させ、適正な事務処理の遂行を強く指導した。</p> <p>所属長自身も、決裁における厳格なチェックを徹底することとした。</p> <p>本庁主管課である保健医療介護総務課長は、当該所属に対して、適正な事務処理を徹底するよう改めて指導するとともに、部内の各所属に対し監査結果の周知を行い、注意喚起した。</p>

保健医療介護部	生活保護費において、住宅扶助費の入力を誤ったため、支給過大となっていた。	生活保護電算システムの入力方法について、本業務を行っている全職員に資料を配布し、入力結果について間違いないことを確認するよう指示した。 係内に電算システム担当を設け、生活保護電算システムの知識が少ない担当に対して、入力時の相談・フォロー体制を確立した。 また、認定の変更が生じた場合は、入力为正しく行われているか、課長、係長は入念に確認を行うことで再発防止を図ることとした。
	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。	保健福祉（環境）事務所においては、以下の取組を徹底することとした。 <ul style="list-style-type: none">被保護者の収入に関する情報の事前把握を行うとともに、収入の発生について速やかに報告するよう指導する。収入未済が発生した場合には、債権回収員と連携を密にして、文書、電話、昼間及び夜間の訪問による督促、納入指導を行う。債務者の資金状況を勘案し、一括返還が困難と見込まれる者に対しては履行延期申請の指導を行い、分割での納付を促す。 保護・援護課においては、各事務所に対し、所内関係部署の連携強化及び収入未済解消対策会議の開催を行うよう通知した。

1 福総第1003号
令和元年10月11日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 行正晴様
同 岩崎勇様
同 長裕海様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡高等技術専門学校	廃棄物処理業務の支出において、支出科目を誤っていた。	支出科目については、直ちに本来の委託料に更正した。 今後、福岡高等技術専門学校は、審査事務の手引きのほか、会計事務研修資料等により適正な支出科目を確認し、予算計上時に所管課である職業能力開発課と十分協議、調整することで適正な事務手続を行うこととした。 職業能力開発課においては、類似事例の再発防止を図るため、今回の指摘内容を他の高等技術専門学校等に周知し、注意喚起した。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	職業訓練委託費返還金において、前年度に引き続き、未回収のため十分な徴収努力がなされていない。	これまで、本債務者と面会できなかつたが、自宅訪問の時間を変更し、頻度を多くしたところ面会に至り、定期的な分割納付を約束させ、また、納付書を手交の上、一部納付をさせた。 今後も、確実な納付を促すため納付書を手交することとし、計画的な償還を働きかけていくこととした。

雑 報**福岡県森林審議会公告**

福岡県森林審議会規程第6条第7項に規定する審議会の定めに関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年10月25日

福岡県森林審議会会長 吉田 茂二郎

1 意見募集の結果

福岡県森林審議会規程第6条第7項に規定する審議会の定めについての答申案提出された意見の総数 0件

2 答申の要旨

福岡県森林審議会規程第6条第7項に規定する審議会の定めについては、適当である。

※ 答申の詳細につきましては、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）をご覧ください。